

# 貸金業法の見直しに反対する会長声明

平成24年8月23日

長野県司法書士会  
会長 熊谷 健

平成22年6月18日に完全施行された改正貸金業法によって、出資法上限金利の引き下げや、総量規制（年収の3分の1以上の貸付の禁止）の導入、みなし弁済制度の廃止等が実現した。これらの改正により、多重債務状態と推測される貸金業者5社以上の借入れのある債務者は、同法施行前の平成19年3月末には約171万人であった件数が、施行から約2年後の平成24年3月には約44万人へと激減し、自己破産者数も、約15万件（平成19年）から約10万件（平成23年）へ、多重債務を理由とする自殺者数も、1,973人（平成19年）から、998人（平成23年）へといずれも大きく減少した。長野県においても例外なく、県消費生活センターへ寄せられた多重債務に関する相談件数についても、2,482件（平成19年）から、829件（平成23年）へと激減している。このように、同改正法が多重債務問題の対策に著しい効果を与えたことは明らかである。

また、懸念されていた、同法改正によるヤミ金融被害の増加についても、警察庁ホームページの公表データによると、増加した事実はなく、被害者数はむしろ減少傾向にある。

当会が運営する長野県司法書士総合相談センターにおいても、「クレジット・サラ金・悪質商法110番」と銘打ち、常設の電話相談窓口を設置し、相談体制の強化・相談後の事件受任体制の構築等を行い、また、各自治体など関係機関との連携強化等、多重債務問題解決に向けて活動を行ってきた。その結果として、常設の電話相談窓口に寄せられる相談件数は、確実に減少しており、ヤミ金融被害相談についても例外なく減少している。

さらに懸念されていた、個人事業者等の資金需要についても、金融庁が実施しているアンケート結果によると、資金繰りに苦しむ中小企業において、資金繰り悪化の原因が「改正法の影響」と考えられるのは全体の1%にも満たない。また、同法に総量規制の例外規定として、返済能力に問題がない場合、借入の必要性・緊急性が高い場合、個人事業者が事業計画書等を提出し、返済能力があると認められる場合は、年収の3分の1を超えることとなる貸付を例外的に許容しており、資金需要に対する手当は施されている。

しかし現在、「利息制限法及び出資法の上限金利の緩和」「総量規制の撤廃」を骨子とする、同法において貸付けにおける規制緩和のための再改正を図ろうとする動

きがあり、すでに自民党・小口金融に関する小委員会が改正案を示し、民主党内・財務金融部門改正貸金業法検討ワーキングチームでも、改正案検討の動きが見られる。

上述のとおり、現行法によって、多重債務問題が確実に解決の道へと向かっている現在において、規制緩和はこの流れに逆行するものであり、今回の法改正の動きは貸金業者の利潤増大のためであることは明らかである。

資金が必要であるが、同法の規制によって借入れができない人について、単に規制のみを緩和し、現在より高金利での貸付を可能としてしまう改正は、新たな多重債務者を産みだし再び多重債務問題を肥大化させ、改正前の状況に逆戻りさせることは明らかである。そのような人に対しては、規制緩和をして貸付をするのではなく、社会福祉協議会や民間団体等で実施しているセーフティーネット貸付の拡充、更に、当会も含め関係団体における一層の相談体制の強化を行うことによって十分に対処することが可能である。

従って、現行貸金業法の改正が必要な要因は無く、当会は、「利息制限法及び出資法の上限金利の緩和」「総量規制の撤廃」を柱とした同法の見直しには断固として反対する。